

公立丹南病院組合の休日を定める条例

平成11年6月21日
条例第4号

(組合の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例または規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもってその期限とみなす。ただし、条例または規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。